

追加資料 2
※この資料は平成29年に作成されたものです

しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほうって 障害者差別解消法って なに？

へいせい ねん がつ にち と
平成29年2月11日（土）

こがねいししょうがいしゃふくしせんたー
小金井市障害者福祉センター

こがねいししょうがいしゃじりつせいかつしえんせんたー
小金井市障害者自立生活支援センター

しょちょう よしおかひろゆき
所長 吉岡博之

さんこうしりょう どうきょうとふくしほけんきょく しょうがいしゃさべつかいしょうほうQ&A
参考資料 東京都福祉保健局 障害者差別解消法Q&A



「すけだちくん」



差別解消法

障害者権利
条約？

差別解消法さべつかいしょうほうがはじまったって
聞いたけどきいたどんな法律ほうりつなのかなあ

障害者総合支援法

差別解消法さべつかいしょうほう

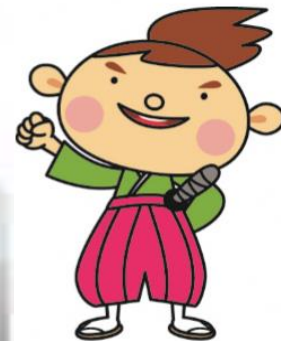


しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい28ねん4がつ しこう
**障害者差別解消法は平成28年4月1日から施行さ
れました。**

しょうがい ひと ひと おたがい
障害のある人もない人も、お互いにそのひとらしさ

みとめあい こうりゅう ささえあいながら いきる
を認め合い、交流し、支えあいながら、ともに生きる

しゃかい だれ あんしん くらせるしゃかい めざすほういつ
**社会、誰もが安心して暮らせる社会を目指す法律で
す。**



「すけだちくん」



しょうがい ひと ひと だれ あんしん くらせる
障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる

しゃかい だいさんせい
社会は大賛成！

わたしたち なに
でも私たちは何をすればいいの？

こころがけてほしい
いちばんに心掛けて欲しいのは

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう もくてき ないよう りかい
① 障害者差別解消法の目的と内容を理解し、

たちぼ じはつてき とりくむ
② それぞれの立場で自発的に取り組む

りかい きょうりょく もと しょうがい りゆう さべつ
③ そうした理解と協力の下、障害を理由とする差別

かいしょう すいしん げんどうりょく
の解消を推進していく原動力になってほしいという
ことなんだ。



「すけだちくん」



ごめんなさい。
いまさらなんですが
障害のある人って
どんな人たちなんですか？



① ^{しんたいしょうがい}身体障害のあるひと

② ^{ちてきしょうがい}知的障害のあるひと

③ ^{せいしんしょうがい}精神障害のあるひと (^{はったつしょうがい}発達障害のあるひと ^{ふくむ}も含む)

④ ^{なんびょう}難病などにより ^{こころ}心 ^{からだ}や身体 ^{しょうがい}のはたらきに障害のあるひと

また、^{しょうがい}障害 ^{しゃかいてきしょうへき}や社会的障壁 ^{にちじょうせいかつ}によって ^{しゃかいせい}日常生活や社会生

^{かつ}活 ^{そうどう}に相当な制限 ^{せいげん}を受けている ^{うけて}すべてのひとたちのこ

とです。(^{しょうがいじ}障害児も含まれます。)



「すけだちくん」





ごめんなさい。

しゃかいてきしょうへき
社会的障壁ってなんですか？



しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん いいます
社会における事物、制度、慣行、観念などのことを言います。

れい
例として

つうこう りよう しせつ せつび
○通行や利用がしにくい施設、設備など

りよう せいど
○利用しにくい制度

しょうがい ひと ぞんざい いしき かんしゅう ぶんか
○障害のある人の存在を意識していない慣習や文化など

しょうがい ひと へんけん
○障害のある人への偏見

これらのことによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けて
いるのが現状だよ。



「すけだちくん」

しょうがい
「障害」

しょうがいしゃ
は障害者ではなく

しゃかい
「社会」

がつくりだしているという

しゃかい
「社会モデル」

かんがえかた もとづい
という考え方に基づいています。



でも、^{いま}今までだって

「^{ぼりあふりーほう}バリアフリー法」とか^{いろいろ}色々な

^{しょうがいしゃ}障害者に^{はいりょ}配慮する^{ほうりつ}法律があった^き気がするけど

それじゃあ^{だめ}ダメなの？



そうなんだ。^{こくれん} 国連で^{きめ} 決めた^{しょうがいしゃ} 障害者^{かんする} に関する「^{しょうがいしゃ} 障害者

^{けんりじょうやく} 権利条約」という^{じょうやく} 条約^{まもる} を守る^{にほん} ことに日本も^{くわわった} 加わったの

^{かながえかた} でいままでの^{あらためるひつよう} 考え方を改める^{必要がある} 必要があるんだ。

^{せかい} 世界の^{かながえかた} 考え方では^{しょうがいしゃ} 障害者^{たいして} に対して^{いろいろ} 色々な^{はいりょ} 配慮をする

ことが^{しゃかい} 社会の^{ぎむ} 義務^{ただ} なのだけれども、^{ざんねん} 残念ながら^{にほん} 日本はそ

うなっていないんだ。いままでの^{ほうりつ} 法律では「^{しょうがいしゃけんり} 障害者権利

^{じょうやく} 条約」に^{たいおう} 対応^{でき} することが出来ない^{しょうがいしゃさべつ} ので「^{しょうがいしゃさべつ} 障害者差別

^{かいしょうほう} 解消法」という^{ほうりつ} 法律^{ひつよう} が必要^{なった} となったんだ。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと 障害者差別解消法が求めること

ふとう さべつてきとりあつかい きんし 1. 不当な差別的取扱いの禁止

ぎょうせい ちほうこうきょうだんたい みんかんじぎょうしゃ きんし
(行政・地方公共団体・民間事業者ともに禁止)

ごうりてきはいいりょ ていきょう 2. 合理的配慮の提供

ぎょうせい ちほうこうきょうだんたい ほうてきぎ お みんかんじぎょうしゃ どりょく
(行政・地方公共団体、法的義務・民間事業者、努力
義務)

があります。





ふとう さべつてきとりあつかい きんし 不当な差別的取扱いの禁止って？



ふとう さべつてきとりあつかい しょうがい
不当な差別的取扱いとは、障害のあること
りゆう さーびす ていきょう きょひ
を理由としてサービスの提供を拒否した
さーびす ていきょう ばしょ じかんたい
り、サービスの提供の場所や時間帯を制限
したり、しょうがい ひと じょうけん
障害のない人にはつけない条件
つけたり きんし
を付けたりすることを禁止しているという
ことです。





ごうりてきはいいよ 合理的配慮って？



しゃかいてきしょうへき とりのぞく なんら たいおう ひつよう
「社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要」
 という意思が**つたえられた**ときに、**双方の建設的対話**に
 より**負担が重すぎない範囲**で**必要かつ合理的な対応**を
 すること。

けんせつてきたいわ
 * **建設的対話**

ほうほう だいがえ しゅだん そうほう みつけて
 方法はひとつではないので、**代替えとなる手段**を**双方**で見つけていくこ
 とです。

ふたん おもすぎないこうりよ
 * **負担が重すぎない考慮**

1 じむ じぎょう えいきょう 2 じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じん
 ①**事務・事業への影響** ②**実現可能性の程度** (物理的・技術的制約、人
 てきせいやく 3 ひよう ていど 4 じむ じぎょうきほ 5 ざいせいざいむじょうきょう
 的制約など) ③**費用の程度** ④**事務・事業規模** ⑤**財政財務状況**



ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



い か じ れ い さ ん こ う じ ゃ う き ゃ う し ゃ う が い ひ と し ゃ う が い て い ど お う は い り ゚ た い お う ね が
以下の事例を参考にして、状況や障害のある人の障害の程度などに応じた配慮や対応をお願いします。

やく しょ
役所など

ふ とう さ べ つ て き と り あ つ か
不当な差別的取扱い



しょうがい り ゆう
障害があることを理由に、
まどぐち たい お う き ゃ り
窓口での対応を拒否したり
あとまわ
後回しにする。

ご う り て き は い り ゚
合理的配慮



しょうがい さ ま さ ま り ゆう
障害による様々な理由により、
じ ゅ ん ぼ ん ま む づ か し ゃ う が い
順番を待つことが難しい障害の
ひ と ほ か ひ と り ゃ う かい え
ある人には、他の人の了解を得て、
て つ づ じ ゅ ん さ き
手続き順を先にする。

ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



がっ こう
学校など

ふ とう さ べつ てき とりあつか
不当な差別的取扱い



しょうがい
障害があることを
り ゆう がっこう じゆけん
理由に、学校の受験や
にゅうがく きょひ
入学を拒否する。

ごう り てき はいりよ
合理的配慮



い し つた あ
意思を伝え合うために、
ひつだん よ あ しゅわ
筆談や読み上げ、手話、
たんまつ
タブレット端末などを
もち
用いる。

ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



びょう いん ふく し し せつ
病院・福祉施設など

ふ とう さ べつ てき とりあつか
不当な差別的取扱い



しょうがい ほんにん む し
障害のある本人を無視して、
かいじょしゃ し えんしゃ つ も
介助者や支援者、付き添いの
ひと はな
人だけに話しかける。

ごう り てき はい りよ
合理的配慮



し せつない ほうそう
施設内の放送を
も じ か でんこうひょうじ ばん
文字化したり、電光表示板で
ひょうじ
表示したりする。

ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



こう つう てつ どう
交通（鉄道・バス・タクシーなど）

ふ とう さ べつ てき とりあつか
不当な差別的取扱い



くるま し ようしゃ
車いす使用者である
ことを理由に
バス利用を断る。

ごう り てき はい りよ
合理的配慮



じょうこう ほ じょ
タクシーへの乗降を補助し、
くるま おお に もつ
車いすなどの大きな荷物を
トランクへ収納する。

ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



こ うり てん いん しょく てん
小売店・飲食店など

ふ とう さ べつ てき とりあつか
不当な差別的取扱い



もうどうけん ちょうどうけん
盲導犬や聴導犬が
いっしょ にゅうてん きょひ
一緒だと入店を拒否する。

ごう り てき はいりよ
合理的配慮



しょうがい ひと こま
障害のある人が困って
いると思われる時は、まず声を
おも とし こえ
かけ、て つだ ひつようせい
手伝いの必要性を
たし たいおう
確かめてから対応する。

ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



ふ どう さん ちゅう かい
不動産仲介など

ふ どう さ べつ てき とりあつか
不当な差別的取扱い



しょうがいしゃむ ぶっけん
障害者向けの物件は
い たいおう
ないと言って対応しない。

ごう り てき はい りょ
合理的配慮



しょうがい ひと もと
障害のある人の求めに
おう
応じて、バリアフリーの
ぶっけん
物件があるかどうかを
かくにん
確認する。

ぐたいてき
具体的にはどのようなことなの？



こよう ぶんや じぎょうしゃ おなじ はいりょ ひつよう
雇用の分野でも事業者に同じように配慮が必要になっ
たんだ。

① しょうがいしゃさべつ きんし
障害者差別の禁止

しょうがい りゆう さいよう きょひ ちんざん ひくくせつさだむ
(障害を理由に採用を拒否することや賃金を低く設定すること
等。)

② ごうりてきはいいょ ていきょうぎ む
合理的配慮の提供義務

しけんほうほう せつめい いろいろ ほうほう とりいれる きんむじかん へん
(試験方法や説明に色々な方法を取り入れることや勤務時間の変
更を認める。)

③ そうだんたいせい せいび ぎむつけ くじょうしより ふんそうかいけつ
相談体制の整備の義務付け、苦情処理・紛争解決

えんじょ とりよくぎむ どうきょうどうろうどうきょくちょう じょげん しどう かんこく
援助の努力義務(東京都労働局長による助言・指導、勧告)



すべてのひとたちが**いろいろ**なことに「**おもいやり**」を
もって「**やさしい**」をひろげていけば
しょうがいのある**ひと**も**ないひと**も、**おたがい**にそのひとらしさ
を**みとめあい**、**こうりゅう**し、**ささえあい**ながら、**いきる**
しゃかい、**だれ**もが**あんしん**して暮らせる**しゃかい**が**じつげん**
うことだね。そのもとがこの**ほうりつ**なんだよ。



「すけだちくん」

参考

1981年 「国際障害者年」

2001年12月 メキシコ政府の提案により、国連総会にて、障害者権利条約案を検討するための特別委員会設置が提案される。

2002年～2006年 特別委員会（第1回～第8回）

2006年12月 国連総会にて、「障害者権利条約」が採択される

2007年9月 日本政府が条約に署名

2009年12月 日本政府批准に向けて、障害者制度改革が開始される

2011年7月 「改正・障害者基本法」の成立

2013年6月 「障害者差別解消法」の成立

同年12月 国会で条約の批准が全会一致で承認される

2014年1月20日 日本政府が条約批准の寄託書を国連に送付したことによって締約国となる（国では141番目）

同年 2月19日 寄託書送付日から1か月後に国内発効